

ねんりんピック岐阜 2025 岐阜市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、ねんりんピック岐阜 2025 岐阜市開催種目交流大会及びふれあいレク大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

この要項において「協賛」とは、大会の趣旨に賛同する企業、各種団体及び個人が、ねんりんピック岐阜 2025 岐阜市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 広告協賛 大会の広告宣伝に要する資金の提供
- (2) 個人協賛 大会運営に要する資金の提供
- (3) 物品等協賛 大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品、その他大会の運営に要する用具や市実行委員会が必要とする物品等（以下「協賛物品」という。）の提供又は貸与

3 募集方法

市内外の企業、団体等に対しホームページ等により広く募集する。

4 協賛の手続き

- (1) 協賛は、市実行委員会において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、広告協賛申込書（第 1 号様式）、個人協賛申込書（第 2 号様式）又は物品等協賛申込書（第 3 号様式）により行う。

5 協賛金の納付

- (1) 市実行委員会は、広告協賛又は個人協賛の申込者に対し、口座振込依頼書（第 4 号様式）により、市実行委員会が指定する口座への振込を依頼する。
- (2) 市実行委員会は、広告協賛又は個人協賛の申込者の希望により広告協賛領収書（第 5 号様式）又は個人協賛領収書（第 6 号様式）を発行する。

6 協賛物品の受納

- (1) 市実行委員会は、物品等協賛の申込者に対し、市実行委員会の指定する方法により、物品等の納入を依頼する。
- (2) 市実行委員会は、物品等協賛の申込者の希望により物品等協賛受領書（第 7 号様式）を発行する。

7 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反する場合。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である場合。
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用

人をいう。以下同じ。)が、暴力団であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している場合。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる場合。
- (5) 役員等が、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められる場合。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる場合。
- (8) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められる場合。
- (10) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められる場合。
- (11) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められる場合。
- (12) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められる場合。
- (13) その他、市実行委員会が適当でないと認める場合。

8 物品等協賛の表示

- (1) 協賛物品には、物品等協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、市実行委員会と協議し、市実行委員会の承認を得て行うものとする。

9 協賛への謝意

協賛の提供を受けたときは、協賛者等の氏名又は名称を印刷物、ホームページ等に対し掲載することができる。また、必要に応じて感謝状を贈呈することができる。

10 協賛の受入期間

協賛の受け入れ期間は、令和7年6月末までとする。ただし、受入れ状況に応じて、受入期間を延長することができるものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。